

新型コロナウイルス感染症の影響により本業の売上が減少した法人が電気供給業も行う場合の法人事業税等の対応について

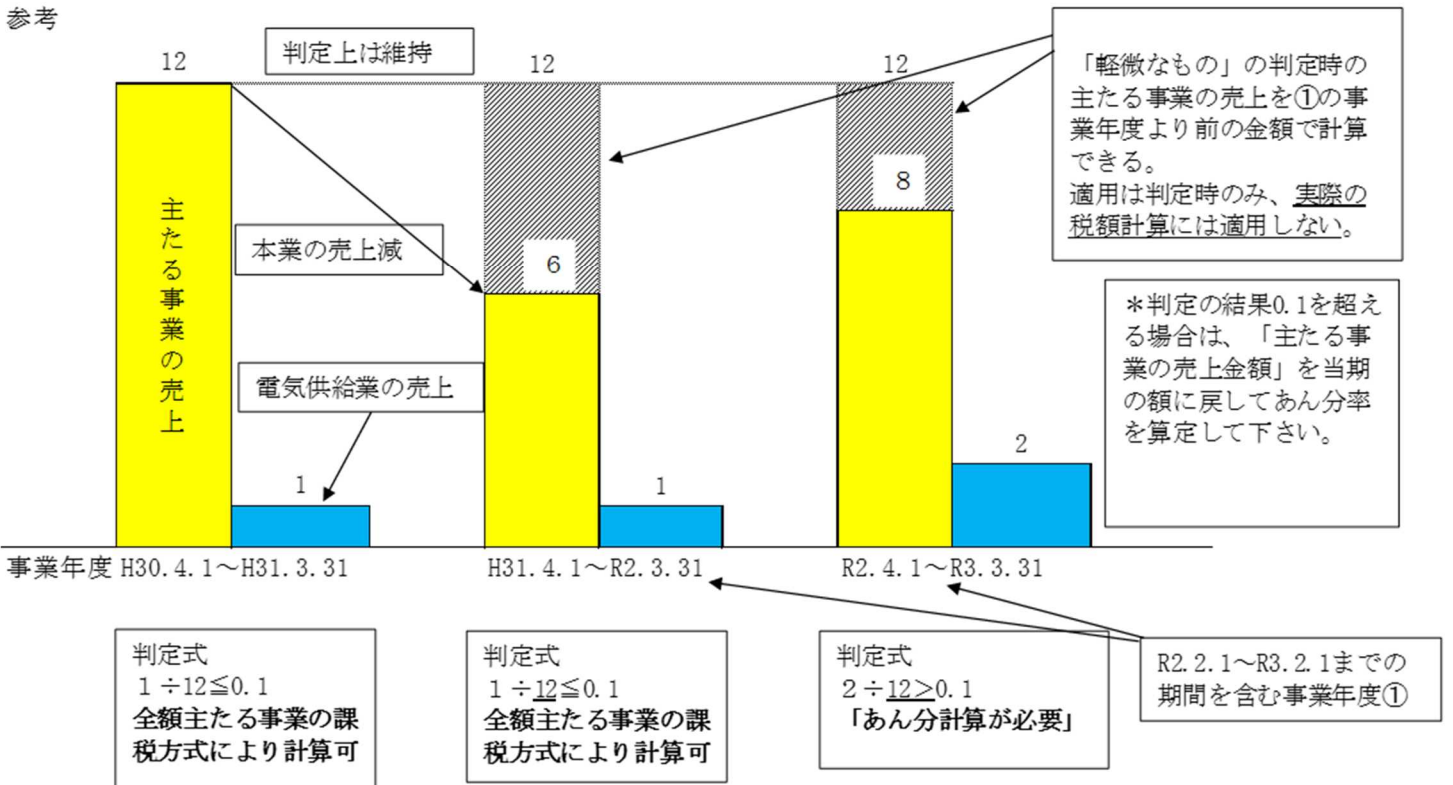
栃木県税務課

栃木県では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入金課税の対象となる電気供給業と、その他所得を課税標準として法人事業税が課される事業を併せて行う法人について、以下のとおり取り扱います。

- 令和2(2020)年2月1日から令和3(2021)年2月1日までの期間を含む事業年度において、法人事業税の申告を行う際、別記様式第1号「区分経理の要否判定及びあん分率算定表(電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合)」中の「1 区分経理の要否判定」の計算の際、分母として使用する主たる事業として選択した売上に当たる額については、上記事業年度を除いた直近の売上金額により判定を行って差し支えないものとしします。

なお、上記取扱いを受ける場合には、前年度の主たる事業の売上金額にあたる数値の計算根拠となる損益計算書や前年度提出した別記様式第1号を添付していただくようお願いいたします。

また、上記取扱いについては既に申告を提出した法人についても税額に変動が生じる場合は更正の請求を行うことができます。お近くの県税事務所にご相談いただくようお願いいたします。



お問い合わせ先

	管轄する区域	電話番号
宇都宮県税事務所	宇都宮市、上三川町	028-626-3021
(法人調査課)		028-626-3177
鹿沼県税事務所	鹿沼市、日光市	0289-62-6202
真岡県税事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2137
栃木県税事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-23-3414
矢板県税事務所	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	0287-43-2173
大田原県税事務所	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-23-4172
安足県税事務所	足利市、佐野市	0283-23-1458
県税務課		028-623-2104